

# 報 道 資 料

平成30年10月19日  
総務部法務文書課  
県政情報係 中島、橋本  
直通 0742-27-8348  
庁内内線 2341、2349

## 奈良県情報公開審査会の第209号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第273号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成30年10月18日
- ◎ 実施機関：県土マネジメント部 まちづくり推進局 奈良公園室
- ◎ 対象行政文書：「高畑町裁判所跡地保存管理・活用事業の検討に係る以下の文書 ・平成27年8月7日付け第10回奈良公園地区整備検討委員会配布資料 ・平成28年10月31日付け第12回奈良公園地区整備検討委員会配布資料 ・平成28年3月23日付け高畑町裁判所跡地の整備に関する地元説明会配布資料 ・平成28年6月26日付け高畑町裁判所跡地の整備に関する地元説明会配布資料 ・庁内検討会議の資料（開催日：平成26年5月27日、同年7月24日、同年9月17日、平成27年5月15日、同年7月13日、同年10月30日、平成28年5月26日及び同年9月15日） ・奈良公園施設魅力向上事業（高畑町裁判所跡地土地利用基本計画策定業務）業務報告書（平成26年度業務）平成27年3月 ・奈良公園施設魅力向上事業（高畑町裁判所跡地土地利用基本計画策定業務）業務計画書 平成27年3月9日 ・奈良公園施設魅力向上事業（高畑町裁判所跡地土地利用基本計画策定業務）業務報告書（平成27年度業務）平成27年9月 ・奈良公園施設魅力向上事業（高畑町裁判所跡地土地利用基本計画策定業務）業務計画書 平成27年4月1日 ・奈良公園施設魅力向上事業（高畑町裁判所跡地土地利用基本計画策定業務）業務計画書 平成27年7月1日 ・設計打ち合わせ ・協議記録簿（平成27年3月9日（追番1-1）、同月20日、同月9日（追番3-1）、平成27年4月17日、同年5月28日、同年6月23日、同年6月26日、同年8月17日、同月28日、同年9月9日、同月25日、同月30日及び同年4月15日）
- ◎ 諮問に係る処分と理由
  - 決定：一部開示決定
  - 不開示部分：
    - ア 個人（公務員を除く。）の氏名、役職、業績、携帯電話番号及び印影
    - イ 個人の保有する資格（技術士（建設部門）及び登録ランドスケープアーキテクトを除く。）
    - ウ 特定法人がヒアリングを行った法人の名称
    - エ 事業を営む個人の氏名
    - オ 法人の社内担当者メールアドレス
    - カ 奈良公園施設魅力向上事業 業務報告書（平成27年度業務）に添付された有料刊行物の写し
    - キ 高畑町裁判所跡地の整備計画における基本コンセプト、利用ターゲット、施設の建築面積、建物配置、収支計算等提案募集の内容及び審査基準に関する記述
  - 不開示理由：
    - ア 上記不開示部分のア及びイ  
条例第7条第2号に該当  
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
    - イ 上記不開示部分のウ  
条例第7条第3号に該当  
法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
    - ウ 上記不開示部分のエ、オ及びカ  
条例第7条第3号に該当  
法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
    - エ 上記不開示部分のキ

条例第7条第6号に該当

県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適切な遂行に支障及ぼすおそれがあるため

◎ 審査会の結論：実施機関は、審査請求の対象となった情報のうち、次に掲げる部分を開示すべきである。

- 1 奈良公園施設魅力向上事業業務報告書（平成27年度業務）に添付された有料刊行物の写し
- 2 高畑町裁判所跡地の整備計画における基本コンセプト、利用ターゲット、施設の建築面積、建物配置、収支計算等提案募集の内容及び審査基準に関する記述

◎ 判断理由：

1 本件行政文書について

本件行政文書は、実施機関が実施した検討委員会、住民説明会、庁内会議の資料、高畑町裁判所跡地土地利用基本計画策定業務（以下「本件委託業務」という。）の受託事業者である特定法人（以下「本件受託事業者」という。）から提出された業務計画書及び業務報告書（以下「業務報告書等」という。）並びに設計打合わせ・協議記録簿であり、高畑町裁判所跡地の活用に係る検討に関する文書である。

2 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件行政文書の一部が、条例第7条第2号、第3号又は第6号に該当すると主張しているため、以下検討する。

(1) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行とし公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については同号の不開示情報から除外することとしている。

実施機関は、本件不開示情報のうち、個人の保有する資格（技術士（建設部門）及び登録ランドスケープアーキテクトを除く。）について、条例第7条第2号に該当すると主張しているため、以下検討する。

当審査会が本件行政文書を見分したところ、本件決定において不開示とされている個人の資格は、本件受託事業者が実施機関に提出した業務報告書等に掲載された当該業務の実施体制表中、当該法人の従業員である管理技術者、照査技術者、担当技術者及び担当者がそれぞれ保有する資格のうち、実施機関が、本件受託事業者の従業員に求める資格である、技術士（建築部門）及び登録ランドスケープアーキテクト以外のものであり、氏名及び役職とともに不開示とされていることが認められた。

この点について、実施機関は、本件受託事業者の従業員が保有する資格が当該従業員の氏名と一体として条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると説明している。

ところで、条例第7条第2号本文前段は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」と規定している。

上記の「他の情報」に、個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報を含むか否かについては、個人情報に関する性質及び内容に照らして判断するのが相当であると考えられる。

本件委託業務は、高畑町裁判所跡地の土地利用に係る基本計画を策定する業務であり、不開示となった資格（以下「本件資格」という。）は、本件委託業務を行う上で必要とされる資格として実施機関が指定していないことから、本件資格は、実施機関が行う本件委託事業との関係性が薄いものであり、受託事業者の従業員の個人に関する情報として保護すべき性質が強い情報であると考えられるのが相当である。

したがって、本件資格が、特定の個人を識別することができる情報であるか否か判断するにあたって照合する「他の情報」については、本件受託事業者の従業員又は本件委託事業の関係者（以下「事業関係者」という。）等が保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含むものと解すべきである。

そして、本件決定においては、本件受託事業者の名称並びに本件委託業務に従事した者が所属する支店の名称及び部署の名称（以下「本件名称」という。）が開示されており、実施体制表に記載されている者は、本件資格を保有する特定法人○○支社○○○○部及び同部○○○○室又は○○○○部○○○○室に所属し、本件委託事業に従事する者であることは明らかであることから、実施体制表に記載された

個人の氏名を不開示にしたとしても、事業関係者や近親者であれば、本件資格が公にされることによって、本件資格の組み合わせと既に開示されている本件名称とが一体となって、本件委託業務に従事した特定の個人を識別することができるものと認められる。

これらのことから、本件資格は、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、個人の保有する資格（技術士（建設部門）及び登録ランドスケープアーキテクトを除く。）は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

## (2) 条例第7条第3号及び第6号該当性について

条例第7条第3号本文は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報とする旨規定している。

条例第7条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定している。

### ア 特定法人がヒアリングを行った法人の名称について

実施機関は、当該ヒアリングは本件受託事業者の取引先に対して行ったものであるため、条例第7条第3号アに該当するとともに、当該法人の名称が公になることにより、高畑町裁判所跡地保存管理・活用事業を実施する民間事業者の公募（以下「本件公募」という。）において柔軟な民間事業者の発想を取り入れたうえで、提案内容を適切に審査することに支障を及ぼすおそれがあるため同条第6号に該当すると主張しているため、以下検討する。

本件受託事業者は、顧客からの依頼に基づく調査、企画、立案等について、総合的な支援を行うことを業務の内容としており、調査先の情報は、当該業務の性質上、本件受託事業者の取引先の名称であると認められる。

そして、法人の取引先に関する情報は、当該法人等の事業活動の内容、顧客の開拓状況等を具体的に把握できる情報であるため、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

これらのことから、本件受託事業者がヒアリングを行った法人の名称については、条例第7条第3号アに該当すると認められ、同号ただし書に規定する、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要な情報ではないことは明らかである。

以上のことから、特定法人がヒアリングを行った法人の名称は、条例第7条第6号該当性について判断するまでもなく、条例第7条第3号アの不開示情報に該当する。

### イ 事業を営む個人の氏名について

実施機関は、本件決定において不開示とされた、事業を営む個人の氏名（以下「事業者の名称」という。）について、当該事業者の事業活動に影響を及ぼす等、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アに該当すると主張している。

当審査会が本件行政文書を見分したところ、不開示とされた事業者の名称とともに、当該事業者が本件公募に係る事業に関与することが確定したかのような記述が認められた。この点について、実施機関は、当該事業の検討段階で庁内会議資料等において事業に関わる候補者として記載されたものであり、実施機関から事業への参画を依頼した事実はない旨説明している。

そうすると、不開示とされた事業者の名称を公にすることにより、あたかも当該事業者が実施機関との交渉に応じ事業に関与しているかのような誤解を与えるおそれがあるとする実施機関の主張には合理性があると認められる。

そして、本件公募に係る事業について、反対運動が展開されている点を考慮すると、不開示とされた事業者の名称を公にすることにより、当該事業者が本件公募に係る事業に関与したという誤解が生じるおそれがあることから、当該事業者が事実と異なる情報に基づく批判等により、事業活動に影響を及ぼすなど、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

これらのことから、本件決定において不開示とされた事業者の名称については、条例第7条第3号アに該当すると認められ、同号ただし書に規定する、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要な情報ではないことは明らかである。

以上のことから、事業を営む個人の氏名は、条例第7条第3号アの不開示情報に該当する。

### ウ 法人の社内担当者メーリングリストのメールアドレスについて

実施機関は、法人の社内担当者メーリングリストのメールアドレスについては、本件受託事業者が本件委託業務を円滑に行うために付与した、関係者のみに共有し、それ以外の者には秘匿している本件受託事業者の情報であることから、条例第7条第3号アに該当するとしているため、以下検討する。

当審査会が本件行政文書を見分したところ、不開示となっているメールアドレスは、本件委託事業の担当者へ配信されるメーリングリストである旨記載されていることが認められた。

したがって、当該メールアドレスは本件受託事業者が、本件委託事業の関係者に付与したものであ

り、それ以外の者に秘匿されているものであるとする実施機関の説明には合理性があると認められる。そうすると、当該メールアドレスが公にされた場合、不特定多数の者から、本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信される等の事態が想定され、本件受託事業者の事業活動に影響を及ぼす等、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあることは否定できない。

これらのことから、法人の社内担当者メーリングリストのメールアドレスについては、条例第7条第3号アに該当すると認められ、同号ただし書に規定する、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要な情報ではないことは明らかである。

以上のことから、法人の社内担当者メーリングリストのメールアドレスは、条例第7条第3号アの不開示情報に該当する。

エ 奈良公園施設魅力向上事業業務報告書（平成27年度業務）に添付された有料刊行物の写しについて

実施機関は、本件で不開示とされた有料刊行物の写しは本件受託事業者以外の者が発行した雑誌等の写しであり、当該発行业者独自のノウハウにより作成され、有料で販売されていることから、開示することにより、当該発行业者の競争上の地位を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アに該当すると主張している。

地方公共団体は情報公開条例の規定により著作物を公衆に提供することを目的する場合には、情報公開条例で定める方法により開示するために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる旨、著作権法（昭和45年法律第48号）第42条の2に規定されている。

また、本件で不開示とされた刊行物の写しが、有料で販売されているとのことであるが、そのことによって、直ちに当該刊行物の発行业者の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

以上のことから、奈良公園施設魅力向上事業業務報告書（平成27年度業務）に添付された有料刊行物の写しについては、条例第7条第3号の不開示情報に該当しないため、開示すべきである。

オ 高畑町裁判所跡地の整備計画における基本コンセプト、利用ターゲット、施設の建築面積、建物配置、収支計算等提案募集の内容及び審査基準に関する記述（以下「本件記述」という。）について

実施機関は、本件記述は、本件委託事業に関する建物の基本コンセプト、利用ターゲット、導入機能及び役割に関する記述（以下「基本コンセプト及び利用ターゲット等に関する記述」という。）、建物の規模、配置、動線及び意匠形態に関する記述及び図面並びに建物の視点場及び眺望に関する記述及び図面（以下「建物の規模等及び視点場等に関する記述及び図面」という。）、供給処理施設計画及び造成計画に関する記述及び図面並びに植栽、景観、環境整備に関する記述及び図面（以下「供給処理施設計画等及び植栽等に関する記述及び図面」という。）、事業化方針、民間事業者の意向及び収支条件に関する記述（以下「事業化方針等に関する記述」という。）及び関係機関との協議事項及び結果に関する記述であり、いずれも本件公募に係る審査の水準を示したものであると説明している。

そして、実施機関は、本件公募について、業務報告書等を公表せず実施しており、本件記述について、当該公募の審査基準に関わるものであることから、本件公募に係る提案書提出前に公にすることにより、当該公募を実施する上で、民間事業者から特定のイメージに偏った提案が寄せられるなど、柔軟な民間事業者の発想を取り入れた事業の実現に資する公募の実施や提案書の適切な審査に支障を及ぼすおそれがあることから条例第7条第6号に該当する旨主張しているため、以下に検討する。

(ア) 条例第7条第6号前段について

本件記述は、実施機関が作成した庁内検討会議の資料、本件受託事業者が作成した平成26年度業務に係る業務計画書及び業務報告書、平成27年度業務に係る業務報告書並びに設計打合せ・協議記録簿に記載されたものである。

したがって、本件記述は全て、実施機関の事務に関する情報であるため、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

(イ) 条例第7条第6号後段について

i 基本コンセプト及び利用ターゲット等に関する記述

基本コンセプト及び利用ターゲット等に関する記述について、当審査会が本件行政文書を見分したところ、建物の整備の方向性に関する記述並びに建物の利用者層に関する記述及び当該建物が担う機能に関する記述等が不開示とされていることが認められた。

開示請求の請求主体には、何ら制約が設けられておらず、何人も開示請求できることから、本件公募への参加を検討している事業者が開示請求を行うことも想定される場所であるが、一般に公募型プロポーザル事業を実施するにあたっては、公募に参加する事業者は、自らの提案が採用されるよう、様々な観点から提案内容を検討するものと考えられる。

そして、実施機関は、本件記述は本件公募に係る審査の水準を表すものであり、これらより優れた提案であれば加点評価する旨説明していることから、仮に本件公募への参加を検討している事業者が開示請求を行い、基本コンセプト及び利用ターゲット等に関する記述を公にしたとしても、当該記述は本件公募に係る審査の水準を表す情報であり、本件公募に当たって実施機関が期待している提案内容そのものではない旨説明することにより、当該事業者は優れた提案を行うための創意工夫を行うものとするのが相当である。

また、建物の利用者層については、本件決定において既に開示されている奈良公園整備検討委員会議事要旨に記載された委員の発言内容や庁内検討会議の資料等の記載内容から推測できる可能性は否定できない。

これらのことから、基本コンセプト及び利用ターゲット等に関する記述について、本件公募に係る提案の募集期間中に開示することによって、柔軟な民間事業者の発想を取り入れた事業の実現に資する本件公募の実施に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

以上のことから、基本コンセプト及び利用ターゲット等に関する記述については、条例第7条第6号の不開示情報に該当しないため、開示すべきである。

#### ii 建物の規模等及び視点場等に関する記述及び図面について

建物の規模等及び視点場等に関する記述及び図面について、当審査会が本件行政文書を見分したところ、建物の面積、全体配置を示したイメージ図、利用者の動線を示したイメージ図、建物イメージの写真及び建物イメージに関する記述並びに本件公募事業の事業地に係る土地の高低差とともに配置を想定している建物の名称が記載された図面及びこれらに関する記述が開示されていないことが認められた。

先に述べたとおり、実施機関は、本件記述は本件公募に係る審査の水準を表すものであり、これらより優れた提案であれば加点評価する旨説明していることから、仮に本件公募への参加を検討している事業者が開示請求を行い、建物の規模等及び視点場等に関する記述及び図面を公にしたとしても、当該記述及び図面は本件公募に係る審査の水準を表す情報であり、本件公募に当たって実施機関が期待している提案内容そのものではない旨説明することにより、当該事業者は優れた提案を行うための創意工夫を行うものと考えるのが相当である。

また、公募時に公にされている本件公募の募集要項において、茶室、腰掛待合、雪隠の建築面積合計が約110㎡である旨記載され、さらに、本件決定において、宿泊・飲食ゾーン、緩衝緑地ゾーン、地内庭園ゾーン、座敷飲食ゾーン、一般飲食ゾーンの区域が記載されたゾーニング案が既に開示されており、これらの記載内容から建物の規模等及び視点場等に関する記述を推測できる可能性は否定できない。

これらのことから建物の規模等及び視点場等に関する記述及び図面について、本件公募に係る提案の募集期間中に開示することによって、柔軟な民間事業者の発想を取り入れた事業の実現に資する本件公募の実施に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

以上のことから、建物の規模等及び視点場等に関する記述及び図面については、条例第7条第6号の不開示情報に該当しないため、開示すべきである。

#### iii 供給処理施設計画等及び植栽等に関する記述及び図面について

供給処理施設計画等及び植栽等に関する記述及び図面について、当審査会が本件行政文書を見分したところ、電気・通信に関する施設、水道（給水）施設、汚水処理施設及び雨水処理施設に係る整備方針に関する記述及び粗造成基本計画に係る図面（以下「供給処理計画等に関する記述等」という。）並びに植栽樹種の配置に関する記述、図面及び写真が認められた。

これらの記述のうち、供給処理計画等に関する記述等については、特定法人が設定した建物の規模及び配置等に係る計画を前提として作成されたものであり、当該計画が変更になった場合、あらためて、関係機関協議を実施する必要である旨、本件行政文書にも明示されており、植栽樹種の配置に関する記述、図面及び写真については、本件決定において、植栽ゾーン毎の参考樹種の写真は既に開示されており、それぞれの植栽ゾーンは想定である旨明示されている。

また、先に述べたとおり、実施機関は、本件記述は本件公募に係る審査の水準を表すものであり、これらより優れた提案であれば加点評価する旨説明していることから、仮に本件公募への参加を検討している事業者が開示請求を行い、供給処理施設計画等及び植栽等に関する記述及び図面を公にしたとしても、当該記述及び図面は本件公募に係る審査の水準を表す情報であり、本件公募に当たって実施機関が期待している提案内容そのものではない旨説明することにより、当該事業者は優れた提案を行うための創意工夫を行うものと考えるのが相当である。

これらのことから、供給処理施設計画及び植栽等に関する記述及び図面について、本件公募に係る提案募集期間中に開示することによって、柔軟な民間事業者の発想を取り入れた事業の実現に資する本件公募の実施に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

以上のことから、供給処理施設計画等及び植栽景観等に関する記述及び図面については、条例第7条第6号の不開示情報に該当しないため、開示すべきである。

#### iv 事業化方針等に関する記述

事業化方針等に関する記述について、当審査会が本件行政文書を見分したところ、特定法人がヒアリングを行った事業者の回答内容の一部、事業期間に関する記述並びに宿泊事業の事業スキーム及び収支に係るシュミレーション結果等の事業収支に係る記載が認められた。

事業者の回答内容の一部については、本件公募に参加を検討する事業者にとっては有効な情報ではあるが、ヒアリングの対象となった事業者間で相違する回答が認められたことから、本件公募に参加する事業者は、自らの提案趣旨に沿った回答を選択して参考とすることが可能であると考えられる。

次に、事業期間については、本件決定において20年間を想定していることが既に開示されて

おり、さらに都市公園法に基づく設置許可に係る規程に基づき、最大10年間に制約されているところ、設置管理許可通知書に附款させることによって、事実上10年以上の期間設定を行っているものもある旨記載された部分についても既に開示されている。

また、事業収支に係る記載については、特定法人が設定した建物の規模及び配置等に係る計画を前提として作成されたものであることから、当該計画が変更になった場合、当然変化するものであると認められる。

そして、先に述べたとおり、実施機関は、本件記述は本件公募に係る審査の水準を表すものであり、これらより優れた提案であれば加点評価する旨説明していることから、仮に本件公募への参加を検討している事業者が開示請求を行い、事業化方針等に関する記述を公にしたとしても、当該記述は本件公募に係る審査の水準を表す情報であり、本件公募に当たって実施機関が期待している提案内容そのものではない旨説明することにより、当該事業者は優れた提案を行うための創意工夫を行うものとするのが相当である。

これらのことから、事業化方針等に関する記述について、本件公募に係る提案募集期間中に開示することによって、柔軟な民間事業者の発想を取り入れた事業の実現に資する本件公募の実施に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

以上のことから、事業化方針等に関する記述については、条例第7条第6号の不開示情報に該当しないため、開示すべきである。

#### v 関係機関との協議事項及び結果に関する記述

関係機関との協議事項及び結果に関する記述について、当審査会が本件行政文書を見分したところ、設計打ち合わせ・協議記録簿等に記載された協議結果に係る記述が認められた。

これらの記述は、特定法人が設定した建物の規模及び配置等に係る計画を前提として作成されたものであるが、本件記述は本件公募に係る審査の水準を表すものであり、これらより優れた提案であれば加点評価する旨説明していることから、仮に本件公募への参加を検討している事業者が開示請求を行い、関係機関との協議事項及び結果に関する記述を公にしたとしても、当該記述は本件公募に係る審査の水準を表す情報であり、本件公募に当たって実施機関が期待している提案内容そのものではない旨説明することにより、当該事業者は優れた提案を行うための創意工夫を行うものとするのが相当である。

これらのことから、関係機関との協議事項及び結果に関する記述について、本件公募に係る提案の募集期間中に開示することによって、柔軟な民間事業者の発想を取り入れた事業の実現に資する本件公募の実施に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

以上のことから、関係機関との協議事項及び結果に関する記述については、条例第7条第6号の不開示情報に該当しないため、開示すべきである。

#### (ウ) まとめ

実施機関は、本件公募に係る提案の募集期間中に本件記述を公にした場合、独自の提案を行う事業者ばかりでなく、本件記述に沿った提案を行う事業者があることも想定されると説明している。

また、実施機関は公募が終了した現時点においては、本件記述を開示できるとも説明している。

この点、公募期間中に本件記述を公にした場合に、本件記述に沿って提案を行う事業者が存在する可能性を否定することまではできないが、実施機関が本件記述の不開示理由として掲げる条例第7条第6号にいう「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものである。

そして、実施機関の主張は、公募の実施の支障となる可能性を述べたにとどまるものであり、本件記述を公にすることが公募事業への支障となる蓋然性を認めるに足りる十分な主張は行われなかった。したがって、当審査会は、前述のとおり、本件記述は、本件開示決定時点において、すべて条例第7条第6号の不開示情報に該当せず、開示すべきであったと判断した。

### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

## 2 事案の経緯

|        |             |           |    |
|--------|-------------|-----------|----|
| ① 開示請求 | 平成28年11月25日 |           |    |
| ② 決定   | 平成29年1月23日  | 付けで一部開示決定 |    |
| ③ 審査請求 | 平成29年2月15日  |           |    |
| ④ 諮問   | 平成29年3月14日  |           |    |
| ⑤ 経過   | 平成30年3月20日  | 第217回審査会  | 審議 |
|        | 平成30年4月27日  | 第218回審査会  | 審議 |
|        | 平成30年5月25日  | 第219回審査会  | 審議 |
|        | 平成30年6月27日  | 第220回審査会  | 審議 |
|        | 平成30年7月24日  | 第221回審査会  | 審議 |
|        | 平成30年8月29日  | 第222回審査会  | 審議 |
|        | 平成30年10月5日  | 第223回審査会  | 審議 |